

鞍手町空家等対策計画を 策定しました。

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、使用されていない住宅・建築物が年々増加してきています。鞍手町にも、730件の空家があると推定されており、今後も空家は増加すると考えられます。

空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行しました。この法の規定に基づき、鞍手町では、地域の実情に合わせ、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために「鞍手町空家等対策計画」を策定しました。



●対策が必要な空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、次の空家等及び特定空家等について対策が必要と規定されています。

建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。

空家
等

特定
空家
等

空家等のうち、以下のような管理不全状態であると認められるもの

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

●空家等に関する対策

鞍手町では「特定空家等判断基準」に基づき、平成29年度に町内の空家を調査し「特定空家等」を確定します。特定空家等と判断された空家等の所有者に対しては、法に基づき、改善のための必要な措置（助言、指導、勧告、命令、行政代執行）を講じます。

※対策に取り組む際の優先順位については、悪影響が及んでいる状況（危険度等）を判断し、対応していくこととしています。基本的には、上記で該当する特定空家等への対応を優先しますが、地域の要望などにより随時対応していきます。

